

平成30年度飲用井戸設置状況等調査委託に関するQ&A(1/2)

ご質問	回答
01. 調査の目的を教えてください。また、なぜ東京都環境局が飲用井戸の調査を行っているのでしょうか。	東京都環境局は、土壌汚染対策法を所管しております。土壌汚染が見つかったとき、地下水が汚染されている可能性があります。近隣で地下水を飲用されている方がいるかどうかを把握することについて、法を所管する東京都に努力義務があるため、都が調査を実施しています。
02. 飲用井戸の情報は区市町村や保健所が既に把握しているのではないのでしょうか。	区市町村や保健所が把握している飲用井戸もあることは承知しております。土壌汚染対策法において、法を所管する都道府県知事に飲用井戸情報の収集整理等の努力義務が定められていることから、東京都環境局が直接、設置者の皆様に調査させていただいております。
03. なぜ、私のところに調査票が送付されてきたのでしょうか。	東京都環境局では、平成22年度に、都内全域の全家屋を対象に飲用井戸の設置状況等を調査した経緯がございます。今回の調査票は、当時の調査で飲用井戸等があるとご回答いただいた方に、現在の井戸の状況をお伺いするため、送付させていただきました。
04. 過去にも同様の調査に回答しましたが、また回答しないといけないのでしょうか。	前回の調査が平成22年度であり、8年が経過していることから、設置の状況、飲用利用の状況が変わっていることも考え、最新の情報に更新するために実施しています。お手数ですが、再度のご協力をお願いいたします。
05. 今後も、定期的に調査を行うのですか。	今回の調査は、平成30年4月に土壌汚染対策法が改正されたことと、平成31年4月から東京都環境確保条例が改正されることから、委託による調査を行ったものです。今後、定期的な調査は予定しておりませんが、飲用状況等に変更があった際には、東京都環境局化学物質対策課にご一報いただければ幸いです。
06. 調査票には、必ず記入しないとイケないのでしょうか。	<p>必ずご記入頂かなくてはならない調査ではございませんが、井戸水を飲用していることが分かっている場合は、近隣で土壌汚染があった場合に、汚染の除去等の対策をさせることができる法律上の根拠となります。ぜひともご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、井戸がない場合については、「1 井戸の有無 ②無」をご選択頂き、調査票を投函ください。</p>
07. 返送は2週間以内と書いてありますが、期限に間に合わなかったときはどうすればよいのでしょうか。	2週間以降でも受け付けておりますが、なるべく2月中にはご返送をお願いいたします。
08. 調査票には個人情報に記載することになりますが、この内容は公表されてしまうのでしょうか。	記入いただきました調査票は、委託業務の終了後は全て東京都にて保管します。また、個人情報は情報開示請求があった場合でも公開されることはありません。
09. 調査結果は公表されるのでしょうか。	調査結果を公表する予定はありません。なお、該当地域内の井戸の数を集計したデータについては、公開する可能性があります。
10. 調査はがきを廃棄・紛失してしまいました。	封筒に記載の問い合わせ先にご連絡ください。電話にて聞き取りさせていただくか、再度調査はがきをお送りいたします。

平成30年度飲用井戸設置状況等調査委託に関するQ&A(2/2)

ご質問	回答
11. 調査の回答の担当ではないので、別の部署に確認をしてもらえますか。	封筒に記載の問い合わせ先にご連絡ください。
12. 別の部署から回答したいので、調査票を転送してもよいですか。	ご担当の部署に社内で転送いただければ幸いです。なお、転送に日数を要する等、期限に間に合わない場合は、封筒に記載の問い合わせ先にご一報ください。
13. 井戸を複数人で利用しているため、『3. 利用頻度』『4. 飲用状況等』について、人によって違うのですが、どのように回答したらよいのでしょうか。	利用頻度が最も高い方の利用頻度を選択してください。
14. 調査票に記載のあるNo. は、どのような意味があるのでしょうか。	『調査票のNo.』については、データ処理を円滑に行うために記載しております。
15. 調査はがきの文字が小さすぎて見にくいのですが。	ご不便をおかけしております。読みづらい箇所等ございましたら、封筒に記載の問い合わせ先にご連絡ください。
16. 井戸の水質や水量に関して相談したいのですが。	今回の調査の目的とは直接関係がないことから、封筒に記載のお問い合わせ先では対応できません。ご了承ください。
17. 調査票が送られてきたということは、近くに土壤の汚染があるという意味なのでしょうか。	今回の調査は平成22年度時点で飲用井戸が設置されていた建物を対象に調査しており、現時点で判明している土壤汚染や地下水汚染との関連はありません。なお、東京都環境局のホームページでは、土壤汚染対策法に基づき汚染が確認された土地について、「要措置区域等の指定状況」として公表しております。
18. 調査票が送られてきたのですが、敷地内に井戸があることを知りませんでした。前回の調査ではどこに井戸があると回答しているか、確認できますか。	前回の調査結果を確認いたしますので、封筒に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。